

鳥取県中小企業団体中央会会长 常田 禮孝 様

貴会におかれましては、日頃、本県の障がい者雇用の推進について御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

本県では、障がい者雇用の推進に取り組むため、平成18年度に「障がい者就業支援推進協議会」（会長：副知事）を設置し、障がい者がその適性と能力に応じた職につき、社会経済活動への参加を一層促進するため、障がい者の就業促進に係る調査、情報共有及び施策の企画立案・推進を図ってきました。また、平成25年4月の法定雇用率改正に伴い、当協議会の下に商工団体や障がい者就業支援機関で構成する「障がい者雇用推進実施会議」を新たに設置し、障がい者雇用の目標及び具体的な施策を検討し、平成28年度末までに3,300人の障がい者就業の数値目標を設定しています（平成24年度末2,200人の1.5倍）。

平成25年6月1日現在の本県の障がい者実雇用率は1.77%と、平成25年4月に改正された法定雇用率2.0%を下回っています。「全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の考え方の下に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が設けられ、障がい者も職業を通じての社会参加を進めていくことについては、多くの企業の皆様に御理解をいただいているところです。こうした中で、精神障がい者の地域社会への参加も拡大しているなど、障がい者の就業ニーズは今後一層高まることが予想され、企業における障がい者雇用の拡大が望まれます。

本県では本年度、障がい者自らが起業し、又は障がい者を雇用し障がい者雇用の場の創出に資する創業・起業を支援するための補助事業を実施するとともに、職場体験からトライアル雇用そして本採用への流れの確保、障害者就業・生活支援センターへの職場定着支援員3名の配置、本県西部地域への県版ジョブコーチセンター設置など、関係機関と総力を挙げて障がい者雇用推進に取り組むこととしています。

については、貴会におかれましても、就業を希望する障がい者が県内企業に就職できるよう、障がい者雇用の一層の推進に御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、貴会の会員事業者の皆様に法定雇用率の達成に向けて御尽力いただくようお願い申し上げます。

平成26年4月18日

鳥取県副知事 林 昭男

（鳥取県障がい者就業支援推進協議会会长）

